

がいようばん
概要版

とよなかしたぶんかきょうせいししん
豊中市多文化共生指針

とよ なか し
豊 中 市

策定の趣旨

国では、「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」(昭和62年(1987年))、「地域における多文化共生推進プラン」(平成18年(2006年))を策定しており、本市においても、平成12年(2000年)5月に「豊中市国際化施策推進基本方針」を策定し、国際化・多文化共生施策の推進に努めてきました。

本指針は、これまでの同方針を引き継ぎながら、同方針策定後の社会・経済状況の変化や国の提言等をふまえつつ、新たな課題やニーズに対応し、多文化共生のまちづくりを推進するために策定しました。

指針の位置づけ

本指針は、「人と地域を世界と未来につなぐまちづくり」を基本理念とする「第3次豊中市総合計画」の分野別計画であり、国際化施策推進基本方針の成果と課題をふまえ、これを引き継ぎ、多文化共生のまちづくりを総合的に推進していくための基本目標や取り組みの方向性を示すものです。

多文化共生とは

総務省が平成17年(2005年)6月に設置した多文化共生の推進に関する研究会が、平成18年(2006年)3月に出した報告書では、地域における多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。」と定義しています。

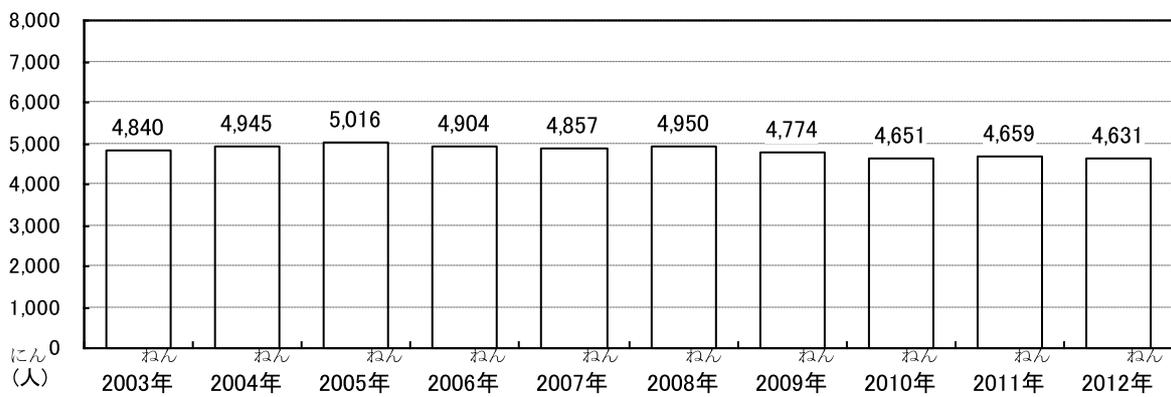
外国人の状況

本市には、平成24年(2012年)12月末現在で約4,600人の外国籍住民が暮らしており、近年は緩やかな減少傾向がみられます。これを国籍・地域別にみると、韓国・朝鮮の人が全体の約48%、中国・台湾の人が約26%となっており、近年は韓国・朝鮮の人が減少傾向にあります。

高齢化率では、市民全体と比較して外国籍住民の方が約10ポイント低くなっていますが、上昇傾向にあり、特に韓国・朝鮮の人の高齢化が進んでいます。

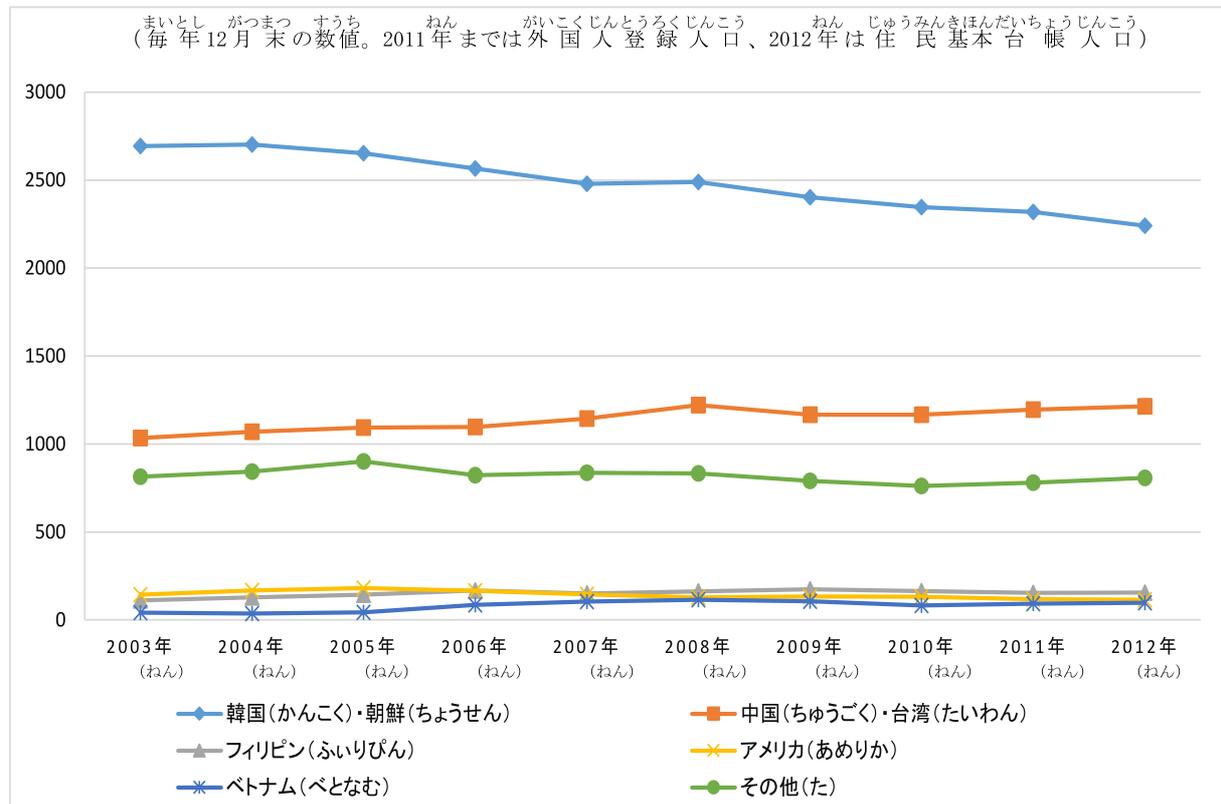
外国籍住民の人口推移《豊中市》

(毎年12月末の数値。2011年までは外国人登録人口、2012年は住民基本台帳人口)



国籍・地域別人口推移

(毎年12月末の数値。2011年までは外国人登録人口、2012年は住民基本台帳人口)



基本的な考え方

1. 基本理念

さまざまな文化的背景を持った人が、人権尊重を基調に、お互いを理解し合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に暮らすまちの実現

2. 基本目標

1 人権尊重の文化が根づくまち

すべての市民が差別や人権侵害を受けない人権に根ざした文化を創造するため、外国人も市民の一員であるという視点が広く地域に浸透し、すべての市民の人権が尊重されるように、教育・啓発などの施策を推進します。

2 外国人市民が安心して暮らせるまち

国籍やルーツに関係なく全ての人々が安心して暮らせるまちを実現させるため、生命や財産に関わる行政情報が的確に伝わるように、多言語での情報提供や日本語教室の充実、相談体制の整備などの施策を推進します。

3 多文化共生をみんなで進めるまち

多くの市民の参画のもとで多文化共生をすすめるため、ボランティアなどの人づくりや、市民団体などの育成・支援・ネットワーク化を推進するとともに、まちづくりのさまざまな分野に外国人が参画できる環境を整えます。

4 国際感覚にあふれたまち

国際交流や国際協力を通して自らの住む地域社会の課題も考えることができるようにするため、国際交流・協力活動を行っている市民団体との連携・支援や市民主体の姉妹都市交流・都市間交流の推進、国際協力・留学生支援の活性化に取り組みます。

今後の取り組み方向

1. 人権尊重の文化が根づくまち

(1) 人権尊重・多文化共生の意識づくり

- ① 人権意識を育むための啓発・教育を行います。
- ② 多文化共生の考え方を広く伝え、理解を深めていきます。

(2) 国際理解の充実と国際教育の推進

- ① 自分とは違う文化・習慣を理解するための機会を提供するとともに、学校教育における国際教育の推進を図ります。
- ② 外国人と日本人がふれあい互いの文化への理解を深めるための交流事業の充実を図ります。

(3) ルーツの尊重

外国にルーツを持つ人のアイデンティティの確立のため、それぞれの言語や文化の学習を支援するとともに、このような取り組みの必要性や意味についての啓発・教育を行います。



2. 外国人市民が安心して暮らせるまち

- (1) 情報発信・案内表示・相談支援体制の充実
- ① 外国人が生活に必要な情報を自ら収集・選択できるよう、情報の多言語化や表現の工夫、多言語資料等を充実させ、周知していきます。
 - ② 外国人を対象とする相談体制の充実や多言語通訳充実のための条件整備、通訳ボランティア団体の周知を図ります。
- (2) 日本語や社会制度などの学習支援
- ① 日本語の習得を希望する外国人に対する支援の充実とニーズに応じた日本語学習支援を実施していきます。
 - ② 外国人が日本で支障なく生活するために、日本の社会、制度、文化、生活習慣などの情報提供を行います。
- (3) 就学の保障と学習支援
- ① 子どもの学ぶ権利の保障についての保護者への啓発を行います。
 - ② 日本語の学習支援が必要な児童・生徒に対する支援を行います。
 - ③ 学校からの通知等へのルビ併記や、学校生活・行事等の中で文化や習慣が違う保護者への配慮に努めます。
 - ④ 若者への学習支援や進路に関する情報提供を行います。
 - ⑤ 教育全般に関わる相談体制の充実を図ります。
- (4) 生活支援体制の充実
- ① 保健・医療・社会福祉、② 保育・子育て、③ 雇用・労働、④ 暮らし、⑤ 住宅、⑥ 災害・救急など、外国人の生活に関わる行政施策や制度、サービスの提供を充実していきます。

3. 多文化共生をみんなで進めるまち

(1) 多文化共生を進める人材育成とネットワークづくり

- ① 出会い・交流の場としての、とよなか国際交流センターの充実を図ります。
- ② 地域の外国人を支えるキーパーソンを育成することで、外国人を地域ごとに支援できる仕組みをつくっていきます。
- ③ 多文化共生にかかわる活動をしているグループや自助グループ、ボランティアなどのネットワークづくりを支援していきます。
- ④ 多文化共生に取り組む市民・市民団体をさまざまな媒体で紹介することなどを通して、活動の側面支援を行います。

(2) 市政や地域社会への参画促進

- ① 外国人の声を市政に反映させる機会の充実を図ります。
- ② スポーツや文化活動を通じた外国人の社会参加や相互理解を促進していきます。
- ③ 地域住民が共に多文化共生について考える機会をつくっていきます。
- ④ 母国語講師など、外国人が能力や個性を発揮できるしくみをつくっていきます。
- ⑤ 市民や市民団体、ボランティア等との協働により、地域行事等へ外国人が参加しやすいしくみをつくっていきます。

4. 国際感覚にあふれたまち

(1) 姉妹都市交流の推進

姉妹都市との市民レベルでの交流の継続と、次代を担う子どもたちの教育分野における交流を推進していきます。

(2) 国際協力の推進

国際協力に関わる機関と連携した人材・技術協力や、留学生活の充実のための留学生交流事業等を推進していきます。

(3) 魅力あふれるとよなかの再発見

外国人の視点も取り入れた豊中市の魅力を広く発信していきます。

ししん すいしん む 指針の推進に向けて

たぶんかきょうせいしやかい じつげん しみん じぎょうしゃ かんけいきかん だんたいどう れんけい
多文化共生社会の実現をめざし、市民、事業者、関係機関・団体等との連携・
きょうどう 協働のもとに、たぶんかきょうせい しさく そうごうてき すいしん
協働のもとに、多文化共生にかかわる施策を総合的に推進します。

1. 市の推進体制

こくさいかしさくすいしんかいぎ した せっち こくさいかしさくれんらくかいぎ とお
「国際化施策推進会議」とその下に設置する「国際化施策連絡会議」を通して、
たぶんかきょうせい そうごうてき すいしん
多文化共生のまちづくりを総合的に推進します。

ししん ちやくじつ すいしん ほか と く じょうきょう はあく しんこうかんり
また、指針の着実な推進を図るため、取り組み状況の把握などの進行管理を
おこな
行います。

2. とよなか国際交流センター

こくさいこうりゅうせんたー
「とよなか国際交流センター」は、こくさいこうりゅう たぶんかきょうせい かつどう
国際交流・多文化共生などの活動している
しみんだんたいどう しえん たぶんかきょうせい かん こうぎ かいさい けいはつ たげんご じょうほう
市民団体等の支援、多文化共生に関する講座の開催および啓発、多言語での情報
しゅうしゅう ていきょう がいこくじん たい そうだん しえん じぎょう
の収集および提供、外国人に対する相談およびさまざまな支援などの事業を
じつ
実施しています。

たぶんかきょうせいしさく すいしん きよてんしせつ こんご じぎょう いっそう じゅうじつ ほか
多文化共生施策を推進する拠点施設として、今後、事業の一層の充実を図ります。

3. 市民や市民団体、事業者、関係機関等との連携

たぶんかきょうせい すいしん がいこくじん たい しさく かだいかいけつ し
多文化共生の推進や外国人に対する施策の課題解決にあたっては、市はもとよ
り、こくさいこうりゅう がいこくじんしえん
国際交流・外国人支援をはじめとするさまざまな市民団体や個人による
じしゆてき しゆたいてき とくぐ じぎょうしゃ かんけいきかんどう きょうりよく ふかけつ
自主的、主体的な取り組みや事業者、関係機関等の協力が不可欠になります。

このため、ほんししん もと しさく すいしん たよう しゆたい
このため、本指針に基づく施策の推進にあたっては、多様な主体がそれぞれの
とくちよう やくわり にんしき きょうどう とくぐ すいしん
特徴や役割を認識しながら、協働して取り組みを推進できるよう相互の連携の
じゅうじつ ほか
充実を図ります。

4. 国、大阪府、他市町村との連携

たぶんかきょうせいしさく すいしん くに おおさかふ やくわりぶんだん すず
多文化共生施策の推進にあたっては、国や大阪府と役割分担をしながら進める
とともに、しみん せいかつ かつどう はんい しなひ た しくちようせん
市民の生活や活動の範囲は市内にとどまらないことから、他の市区町村
じょうほうこうかん れんけい とく
と情報交換や連携をしながら取り組んでいきます。

とよなかしたぶんかきょうせいししん がいようばん 豊中市多文化共生指針（概要版）

へいせい ねん ねん がつ
平成26年（2014年）2月

へんしゅう ほんこう とよなかしじんけんぶんかぶんけんせいさくしつ
編集・発行 豊中市人権文化部人権政策室

〒561-8501 おおさかふ とよなかしなかさくらづか ちやうめ
大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号

でんわ 06-6858-2525 だいいょう FAX 06-6846-6003
電話 06-6858-2525（代表）